

津別町地域材利用推進方針

第1 趣旨

津別町地域材利用推進方針（以下「推進方針」という）は、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、北海道が定めた「北海道地域材利用推進方針（平成23年3月22日策定）」に即し、公共建築物等における木材の利用の促進の意義、公共建築物等における北海道内の森林から産出され、道内で加工された木材（以下「地域材」という。）利用の目標、地域材の利用を推進すべき公共建築物等、地域材の利用促進に向けた取り組み、その他地域材の利用を推進する上で必要な事項を定める。

第2 公共建築物等における地域材の利用の促進の意義及び基本方向

町が公共建築物等において率先して地域材を利用することにより、森林の保全と木材の利用の両立を推進するとともに、その効果に関する町民の理解を深める。

1 公共建築物における地域材の利用の促進の意義

公共建築物等は、広く町民一般の利用に供されるものであり、町による率先した地域材の利用、あるいは取り組み状況や効果等の積極的な情報発信により、町民に対して木とふれあい木の良さを実感する機会、木材の特性、木材利用がもたらす効果を幅広く提供することができる。

また、公共建築物等において地域材の利用を進めることで、木材の需要を創出する直接的な効果はもとより、住宅等の一般建築物における木材の利用の促進、さらには建築物以外の工作物の資材、各種製品の原材料としての木材の利用の拡大といった波及効果も期待できるとともに、地域材の利用拡大に伴って、林業の再生を通じた森林の適正な整備につながり、森林の有する多面的機能の持続的な発揮や、山村をはじめとする地域の経済の活性化と雇用の創出を図ることができる。

2 公共建築物における地域材の利用の促進の基本方向

公共建築物の整備においては、森林資源の枯渇への懸念や、耐久性、耐火性等から木材の利用が抑制された時期もあったが、今後、町で整備する公共建築物は可能な限り木造化^(註)、または内装等の木質化^(註)を図ることを基本に置き、以下の基本方向に沿って地域材の利用の促進を図るものとする。

(1) 町の役割

町は、自ら率先してその整備する公共建築物における地域材の利用に努めるとともに、推進方針に基づく地域材の利用の促進に向けた措置の実施状況を明らかにし、公共建築物における地域材の利用のより効果的な促進に努めるものとする。

また、道と連携し、地域材の利用に取り組みやすい体制整備に努めるものとする。

(2) 関係者の適切な役割分担と相互の連携

林業従事者、木材製造業者などの関係者は、国、道、町が講ずる関連施策に協力しつつ、森林計画等に従った伐採及び伐採後の適切な林業施策の確保並びに地域材の円滑な供給の確保を図るものとする。また、公共建築物を整備するものは、その整備する公共建築物において地域材を利用するに当たって、町民の安全、安心の確保のため、合法性や産地が証明された地域材で、品質等が明示されているJAS製品の使用に努め、相互に連携し、公共建築物における地域材の利用の推進を図るものとする。

(3) 町民の理解の醸成

町は、公共建築物における地域材の利用促進の意義等について、町民に分かりやすく

示すよう努めるものとする。

(注) この推進方針において「木造化」とは、建築物の新築、増築または改築に当たり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、けた、小屋組み等の全部または一部に木材を利用することをいい、「内装等の木質化」とは、建築物の新築、増築、改築または模様替に当たり、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用することをいう。

第3 町が整備する公共建築物等における地域材利用の目標

次に掲げる目標に沿って、地域材の利用促進を図るものとする。

(1) 木造化の推進

町は、その整備する低層の公共建築物について、原則としてすべて木造化を図るものとし、その場合の基準は別表1による。

(2) 木質化の推進

町は、その整備する公共建築物について、中高層・低層にかかわらず、内装等の木質化が適切と判断される部分の木質化を図るものとし、その場合の基準は別表2によるが、関係法令等で制限がある場合はこの限りでない。

なお、内装等の木質化に当たっては、地域材を原材料とする製品の使用に努めるものとするが、原材料の確保が難しいなど、地域材を原材料とする製品の入手が困難な場合はこの限りでない。

(3) 森林バイオマス利用の推進

町が整備する公共建築物において、暖房器具やボイラーを設置する場合は、森林バイオマスを燃料とするものの導入を推進するものとする。

第4 公共建築物の整備の用に供する地域材の適正な供給確保に関する基本的事項

1 地域材の安定的な供給の確保

公共建築物等における地域材の利用促進を図るためには、当該施設の建設に必要な地域材が低コストで円滑に供給される必要がある。このため、森林所有者、森林組合・素材生産業者等の林業事業者、製材業者その他の地域材供給に携わる者が連携して、林内路網の整備、林業機械の導入、森林施業の集約化等による低コスト林業の推進、地域材の安定的な供給・調達に関する合意形成の促進、公共建築物等の整備に係る木材のニーズに応じた地域材の適切な供給のため、製造の高度化及び流通の合理化、供給体制の整備に取り組むものとする。

また、町は、地域材の供給に携わる関係者の取組を促進するとともに、法第10条に規定する木材製造の高度化に関する計画の認定制度の推進を図るものとする。

2 公共建築物の整備の用に供する地域材の生産に関する技術の開発等

木材製造業者等は、強度や耐火性に優れる等の製品の生産及び供給や、地域材を利用した建築工法等に関する研究及び技術の開発に、積極的に取り組むものとする。

また、町は、地域材の利用の促進に関する研究及び技術の開発・普及の促進を図るとともに、地域材の加工技術者等の人材育成に必要な施策を推進するものとする。

第5 公共建築物以外の建築物等での地域材利用の促進

町は公共建築物での地域材の率先的な利用により、その取り組み状況や効果等について積極的に情報発信を行い、公共建築以外での建築物や工作物等での地域材の利用を促進する。

1 住宅や民間事業所等における地域材利用の促進

住宅や民間事業所等に地域材を利用することは、木造の居住環境面での優位性に加え、環境・経済両面に貢献するものであることから、町は建築関係者や木材製造業者と連携し、地域材による住宅建築への支援、住宅等を建築する担い手の育成、住宅部材の開発等施策

の推進に努め、住宅等における地域材の利用を促進するものとする。

2 公共土木工事や公共施設の工作物等における地域材の利用の推進

町は、公共土木工事における土木用資材及び公共施設の工作物等の地域材の利用を推進するとともに、周辺の環境との調和などを考慮する必要がある場所では、木製の公園柵など地域材製品の利用に努めるものとする。

3 農業用施設での地域材の利用の促進

農業用施設は、民間事業者や個人が整備する施設等も多いことから、農業用施設整備において関係者の理解を図り、地域材の利用を促進する。

4 森林バイオマス利用の促進

町は、木質資源の有効利用を図るため、製材工場から出る残材、林内に残された幹や枝などの林地未利用材などについては、燃料利用等に供するため可能な限り木質バイオマス化を図るものとする。また、木質バイオマスを燃料とする暖房器具や、ボイラーの導入について推進するとともに、町民への利用の意義の普及啓発や森林バイオマスの製品及びエネルギー利用の拡大を、木質バイオマスの安定的な供給の確保や適切な施設維持管理の必要性を考慮しつつ、その促進を図る。

第6 その他必要事項

1 公共建築物等の整備においてコスト面で考慮すべき事項

公共建築物等の整備において地域材を利用するに当たっては、設計上の工夫や効率的な調達等によって、建設コストおよび維持管理コストの低減に努めるものとする。

また、公共建築物等の整備に当たっては、地域材の利用に関する利用者のニーズや付加価値等を十分考慮したうえで、建設コスト及び維持管理コストを総合的に判断し、地域材の利用に努めるものとする。

2 関係者の取り組み

建築物を整備しようとする民間事業者、建築士、建設業者、林業事業者、木材加工業者その他の関係者は、本方針を踏まえ、次に掲げる事項に取り組むものとする。

- (1) 公共建築物等における木材の利用の意義等についての理解を深めるとともに、積極的に木材を利用するよう努める（建築物を整備しようとする民間事業者、建築士、建設業者）。
- (2) 町や建築物を整備しようとする民間事業者のニーズを的確に把握するとともに、そのニーズに対応した地域材の供給及びその品質、価格等に関する正確な情報を提供するなど、地域材の具体的な利用方法の提案等に努める（林業事業者、木材加工業者その他の関係者）。
- (3) 地域材の安定的な供給体制の構築及び、品質の向上に努める（林業事業者、木材加工業者その他の関係者）。

3 地域材の供給及び利用と、森林の適正な整備の両立

公共建築物等における地域材の利用の促進に当たっては、森林の有する多面的機能の発揮と、木材の安定的な供給とが調和した森林資源の持続的かつ循環的な利用を促進するため、無秩序な伐採を防止するとともに、的確な再造林を確保するなど木材供給及び利用と、森林の適正な整備の両立に努める。

附則

この推進方針は、平成24年 4月 1日から施行する。

(別表1)

町が整備する公共建築物の木造化推進基準

建築物の用途	建築物の規模(1棟当たりの延面積)				木材の使用条件
	1,000㎡以下	1,000㎡超～2,000㎡以下	2,000㎡超～3,000㎡以下	3,000㎡超	
学校	2階建て以下のもは、木造とする。	2階建て以下のもは、必要な防火措置を行い木造とする。 ※①	2階建て以下のもは、必要な防火措置を行い木造準耐火建築物)とする。 ※①②	地域材の耐火性等に関する技術開発の推進や木造化に係るコスト面の課題の解決状況等を踏まえ、木造化が可能と判断されるものについては木造化を図るよう努める。	<p>★次の全ての条件を満たすこと。</p> <p>1) 合法性又は持続可能性が証明された木材</p> <p>2) 地域材(北海道内の森林から算出され、道内で加工されたことが証明された木材)</p> <p>3) JAS製品</p> <p>★次の場合は例外とする。</p> <p>1) 防災・保安上の理由等から木造化が困難な場合</p> <p>2) 道内に加工施設がなく地域材を原材料とする製品の入手が困難な場合や特殊用途に用いる製品を必要とする場合</p> <p>3) 構造等の仕様に関し、補助上の制限を受ける場合(防音工事)であって、木造化が困難な場合</p> <p>4) 既に定められている計画を推進するにあたり、木造化が困難な場合</p> <p>★ 本表の適用に当たっては、地域材の利用に関する利用者ニーズや付加価値等を十分考慮したうえ、建設コスト及び維持管理コストを総合的に判断し、利用に努める。</p>
福祉施設(保育所、老人ホーム等)	法令の範囲内で可能なものは、木造とする。				
運動施設(体育館等)	平屋建て以下のもは木造とする。	平屋建てのもは、必要な防火措置を行い木造とする ※①	平屋建て以下のもは必要な防火措置を行い木造(準耐火建築物)とする。 ※①②		
社会教育施設(公民館、図書館、郷土資料館等)	2階建て以下のもは、木造とする。	2階建て以下のもは、必要な防火措置を行い木造とする。 ※①	2階建て以下のもは、必要な防火措置を行い木造(準耐火建築物)とする。 ※①②		
集会場(地区会館等)	2階建て以下で客席が200㎡未満のもは、木造とする。	2階建て以下で客席が200㎡未満のもは、必要な防火措置を行い木造とする。 ※①			
町営住宅、教職員住宅等	2階建て以下のもは、木造(2階部分が300㎡以上のもは準耐火建築物)とする。 ※①②	2階建て以下のもは、木造(2階部分が300㎡以上のもは準耐火建築物)とする。			
庁舎(庁舎、庁舎分室等)	2階建て以下のもは、木造とする。	2階建て以下のもは、必要な防火措置を行い木造とする。 ※①			
宿泊施設(研修宿泊所等)	2階建て以下のもは、必要な防火措置を行い木造(2階部分が300㎡以上のもは準耐火建築物)とする。	2階建て以下のもは、必要な防火措置を行い木造(2階部分が300㎡以上のもは準耐火建築物)とする。 ※①②			
倉庫等	2階建て以下のもは、木造(1,500㎡以上のもは準耐火建築物)とする。 ※①②				
その他の施設(公園施設等)	公衆便所、管理棟、休憩施設、遊具等の公園施設				

※上記以外の施設でも積極的に木造化を検討する。

※①延べ面積が1,000㎡を超える大規模木造建築物等は、外壁及びの軒裏の延焼のおそれのある部分を防火構造とし、屋根は不燃化等の措置を要する。

※②準耐火建築物は、主要構造部を準耐火構造又はそれと同等の性能を有するものとし、外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に防火設備の設置を要する。

(別表2)

町が整備する公共建築物及びその他の施設の木質化推進基準

建物の用途	内装等の木質化を行う主たる箇所
学校	居室（教室、職員室、特別教室等）、玄関、廊下、体育館の壁面及び床
福祉施設 （保育所、老人ホーム等）	居室（遊戯室、保育室、集会室、趣味の室、休養室等）、ロビー、玄関、廊下等の壁面及び床
運動施設 （体育館等）	アリーナ、トレーニング室、格技室、更衣室、ロビー、廊下等の壁面及び床
社会教育施設 （公民館、図書館、郷土資料館等）	居室（閲覧室、会議室、視聴覚室、展示室等）、ロビー、廊下等の壁面及び床
集会場 （地区会館等）	居室（集会室、会議室、視聴覚室、和室等）、ロビー、廊下等の壁面及び床
町営住宅、教職員住宅等	居室（居間、台所、和室、洋室等）、洗面所、トイレ、玄関、ホール等の壁面及び床
庁舎 （庁舎、庁舎分室等）	居室（事務室、会議室、議場、委員会室等）、ロビー、廊下等の壁面及び床
宿泊施設 （研修宿泊所等）	居室（宿泊室、食堂等）、ロビー、廊下等の壁面及び床
倉庫等	主たる部位
その他の施設 （公園施設等）	公衆便所、管理棟、休憩施設（東屋等）、遊具等の公園施設

(注) 関係法令で制限がある場合にはこの限りでない。

なお、内装等の木質化に当たっては、地域材を原料とする製品の使用に努めるものとするが、原材料の確保が難しいなど、地域材を原材料とする製品の入手が困難な場合はこの限りでない。